

〈別紙1〉

令和2年度定員要求について

| 行政機関名 | 令和2年度要求 | | | | | 主な新規増員要求事項 【数字の()は時限増員で、外数】 |
|------------|----------------------------|-----------------------|---------|-------------|-----------|---|
| | 新規増員 (時限増員 を除く) ① | 業務改革に伴う 再配置要求 ② | 減員 ③ | 差引 ①+②+③ | 時限増員 ④ | |
| 内閣の機関 | 17 | 3 | ▲ 14 | 6 | (8) | 国際テロ情報収集ユニットの体制強化7、情報収集衛星10機体制に向けた体制整備4、情報セキュリティ・IT人材確保1 |
| 内 閣 府 | 253 | 105 | ▲ 276 | 82 | (71) | |
| 内 閣 府 本 府 | 39 | 16 | ▲ 59 | ▲ 4 | (11) | 防災対策の充実のための体制整備4、子ども・子育て支援新制度の実施のための体制整備3、統計審査基盤の整備3、休眠預金等活用制度の向上に向けた体制整備2、男女共同参画社会の実現に向けた体制整備2 |
| 宮 内 庁 | 9 | 2 | ▲ 8 | 3 | (4) | 宮内庁のIT施策推進に関する事務体制の強化1、三の丸尚蔵館に係る皇室美術工芸品の保存・公開体制の整備3、京都御所及び正倉院の美術品等の保存管理体制の強化2(1) |
| 公正取引委員会 | 14 | 8 | ▲ 16 | 6 | (3) | デジタル・プラットフォームにおける公正かつ自由な競争環境の整備8、デジタル資本主義時代に対応した事件審査体制の整備4 |
| 国家公安委員会 | 141 | 61 | ▲ 153 | 49 | (29) | 国際テロ対策の強化36(2)、サイバー空間の脅威への対処能力の強化11(4)、来日外国人対策の推進17、生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進7(23) |
| 個人情報保護委員会 | 12 | 1 | ▲ 2 | 11 | (0) | 信頼性が確保されたデータ・フリー・フローを推進するための体制強化4、個人情報の保護に関する海外執行に係る体制強化4、個人情報の取扱い等に関する相談対応のための体制整備2、委員会LANの整備・運用に係る体制整備2 |
| カジノ管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | (0) | |
| 金融庁 | 34 | 15 | ▲ 32 | 17 | (0) | 金融デジタル化セイション戦略の推進8、多様なニーズに応じた金融サービスの向上等18、金融モニタリング等の質の向上8 |
| 消費者庁 | 4 | 2 | ▲ 6 | 0 | (24) | 「消費者庁 新未来創造戦略本部」の体制整備3(5)、消費者被害防止のための執行力強化(6)、食品ロス削減の推進(4)、地方消費者行政に係る分析機能の体制整備(2)、消費者志向経営の推進(1) |
| 復興庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | (5) | 福島浜通り地域の国際教育研究拠点整備・人材育成に係る体制の整備3(3)、東日本大震災復興の教訓・ノウハウの取りまとめに係る体制の整備(2) |
| 総務省 | 79 | 62 | ▲ 127 | 14 | (8) | |
| 総務省(除く公調委) | 79 | 62 | ▲ 127 | 14 | (8) | Society5.0を支えるICTインフラ整備7、海外展開・国際的な政策連携5、デジタル・ガバメントによる行政の高度化・効率化7、時代の変化に対応した統計の整備19(8)、行政の業務改革の加速化10 |
| 公害等調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | (0) | |
| 法務省 | 1,269 | 426 | ▲ 1,081 | 614 | (130) | 出入国管理体制及び在留管理体制の充実強化473(59)、刑務所等体制等の充実強化351(5)、検察体制の充実強化182、法務局体制の充実強化118(39)、保護観察体制等の充実強化82、公安調査体制の充実強化49(28) |
| 外務省 | 120 | 55 | ▲ 130 | 45 | (90) | 在外邦人保護・安全対策及び情報収集・分析能力の強化16(4)、インフラ輸出の促進を含む日本経済の更なる活性化22(21)、戦略的対外発信及び外務本省・在外公館機能の強化18(29)、積極的平和主義の展開及び二国間関係・地域情勢への対応64(36) |
| 財務省 | 1,206 | 573 | ▲ 1,433 | 346 | (154) | 財務局78(引き取り手のない不動産の寄附等に係る体制整備30等)、税闇378(競立国実現に向けた計画的な体制整備307等)、国税庁736(154)(軽減税率制度実施への対応155(154)、租税回避等への対応494等) |
| 文部科学省 | 43 | 21 | ▲ 50 | 14 | (17) | 教育再生の推進のための体制整備7、科学技術イノベーションに適した環境創出のための体制整備4、スポーツ立国実現のための体制整備1、2020年に向けた文化行政の機能強化のための体制整備18(10) |
| 厚生労働省 | 518 | 277 | ▲ 706 | 89 | (126) | 訪日外国人旅行者に対する円滑なCIQの実現に向けた検疫体制の強化50、薬物事犯に係る捜査体制の強化等12、就職氷河期世代の活躍支援に係る体制強化145(5)、バーバラスマント防止に係る体制強化7(6) |
| 農林水産省 | 381 | 290 | ▲ 691 | ▲ 20 | (29) | 輸出拡大に向けた体制強化44、牛乳伝道資源の流通管理の適正化・保護強化13、動物検疫の体制強化56、農地・農業用施設に係る防災・減災44、樹木採取権制度の導入27、山地災害に係る防災・減災23(15)、外国漁船の取締体制強化39 |
| 経済産業省 | 124 | 96 | ▲ 205 | 15 | (48) | 自由で公平な通商・貿易の推進19、イノベーションを生み出す環境整備10(4)、デジタル経済の進展への対応10(14)、エネルギー安全保障の強化21、知的財産政策の推進40(30)、人口減少時代の地域・中小企業政策24 |
| 国土交通省 | 986 | 458 | ▲ 1,314 | 130 | (385) | 防災・減災対策や社会資本の老朽化対策等の体制強化224(243)、戦略的海上保安体制の構築308(30)、公共交通の安全確保等の体制強化144(7)、持続的な地域社会の形成及び経済成長を支える基盤強化307(104) |
| 環境省 | 60 | 23 | ▲ 64 | 19 | (96) | 脱炭素イノベーションの創出による地球温暖化対策の推進5(6)、訪日外国人の国立公園等の利用促進2(28)、海洋プラスチック汚染対策等の体制強化4、動物愛護管理制度強化2(2)、原子力規制庁の体制強化40(25) |
| 防衛省 | 340 | 121 | ▲ 390 | 71 | (62) | 領域横断作戦に必要な能力の強化104(17)、安全保障協力の強化・日米同盟の強化31(40)、人口減少と少子高齢化の急速な進展に対応するための体制強化75、技術基盤の強化13(1)、情報機能の強化41、地域コミュニティとの連携23(4) |
| 計 | 5,396 | 2,510 | ▲ 6,481 | 1,425 | (1,229) | |

(注1)振替(業務改革に伴う再配置による増減を除いたもの)は含まない。

(注2)「新規増員」(①欄)には、特殊要因である時限増員(1,229人)を含まない。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきただが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十全に發揮され、法人の職員が誇りを持つて職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たつては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制及び教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。また、今回の改革が組織改編の集成大成であることに鑑み、国民生活の向上のための研究や業務が遂行され、研究成果の最大化が図られるよう、安心して働きがいのある職場環境をつくること。

二 独立行政法人の組織の見直しに当たつては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の發揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働關係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三 独立行政法人の統合に当たつては、研究員やその補助スタッフの削減を行わないなど、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果並びに国内外における知名度が維持されるよう、各研究所等の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することについて十分配慮すること。

〈別紙2〉

四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることが懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設、研究機材については、国際競争力強化の観点からも早急に対策を講じること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化、自己収入の増加・経費の節約へのインセンティブ強化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価ができるようすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。また、統合後の水産研究・教育機構の施設配置についても、その機能の確保・向上、地域への波及効果等を総合的に検討し、慎重に対応すること。

右決議する。

〈別紙3〉

令和2年度から令和6年度までの定員合理化目標数について (内閣人事局長通知)

1. 国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、各府省の直近の定員の動向等を反映して、令和2年度から令和6年度までの5年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の合理化目標数を別表のとおり決定する。
2. 各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、別表の定員合理化目標数のうち括弧内に掲げる数（業務改革に係るもの）の範囲内で、定員の再配置の要求を行うことができるることとする。
3. 各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数（業務改革に係るもの）の1／5の員数の定員を合理化するものとする。また、業務改革に係るものについては、5年の計画期間内において、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、各年度に実施する合理化の員数を定めるものとする。
4. 計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の合理化目標数の見直し等を行うものとする。
5. 令和6年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（令和7年度から5年間）の定員合理化目標数の算定方法について、必要に応じ見直しを行うものとする。
6. 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づく既存業務の抜本見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。

別 表

| 府 省 名 | 令和元年度末定員 | 定員合理化目標数 |
|-----------|----------|-----------------|
| 内閣の機関 | 1, 245 | 91 (44) |
| 内 閣 府 | 2, 393 | 259 (93) |
| 宮 内 庁 | 1, 061 | 64 (31) |
| 公正取引委員会 | 840 | 70 (33) |
| 国家公安委員会 | 7, 975 | 720 (314) |
| 個人情報保護委員会 | 131 | 10 (5) |
| 金 融 庁 | 1, 608 | 144 (63) |
| 消 費 者 庁 | 363 | 30 (12) |
| 復 興 庁 | 212 | 0 (0) |
| 総 务 省 | 4, 773 | 503 (187) |
| 公害等調整委員会 | 35 | 3 (1) |
| 法 务 省 | 54, 151 | 5, 372 (2, 136) |
| 外 务 省 | 6, 281 | 645 (243) |
| 財 务 省 | 72, 157 | 7, 162 (2, 865) |
| 文 部 科 学 省 | 2, 133 | 219 (83) |
| 厚 生 労 働 省 | 31, 820 | 3, 394 (1, 257) |
| 農 林 水 産 省 | 20, 747 | 2, 820 (815) |
| 経 済 产 業 省 | 7, 990 | 837 (295) |
| 国 土 交 通 省 | 58, 496 | 6, 176 (2, 294) |
| 環 境 省 | 3, 173 | 249 (91) |
| 防 衛 省 | 20, 903 | 2, 159 (826) |
| 合 計 | 298, 487 | 30, 927 |

(注1) 定員合理化目標数の欄の () 内は、業務改革に係るものであり、内数。

(注2) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。

○次期と今期における省庁別定員合理化数の比較

| | 次期(2020～2024)定員合理化目標数 | | | | 今期(2015～2019)定員合理化目標数 | | | | 次期-今期 | | | | | | |
|-------------|-----------------------|--------|----------------------|--------|-----------------------|---------|----------------------|--------|--------|-------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| | 2019 R1 | | 合理化目標数 (5年10%を基本) | | 2014 H26 | | 合理化目標数 (5年10%を基本) | | 基準定員 | | 合理化目標数 削減率 | | | | |
| | 削減数 | 削減率 | 削減数 | 削減率 | 削減数 | 削減率 | 削減数 | 削減率 | 削減数 | 削減率 | 削減数 | 削減率 | | | |
| 内閣の機関 | 1,245 | 91 | 44 | 7.31% | 3,533 | 1,083 | 59 | 5.45% | 2,77% | 1,083 | 32 | 14 | 1.86% | 0.76% | |
| 内閣府本府 | 2,393 | 259 | 93 | 10.82% | 3,88% | 2,243 | 221 | 88 | 9.85% | 3.92% | 2,243 | 38 | 5 | 0.97% | -0.04% |
| 官内庁 | 1,002 | 64 | 31 | 6.39% | 3,09% | 1,002 | 43 | 16 | 4.29% | 1.60% | 1,002 | 21 | 15 | 2.10% | 1.50% |
| 公正取引委員会 | 840 | 70 | 33 | 8.33% | 3,93% | 830 | 61 | 32 | 7.35% | 3.86% | 830 | 9 | 1 | 0.98% | 0.07% |
| 国家公安委員会 | 7,975 | 720 | 314 | 9.03% | 3,94% | 7,728 | 677 | 308 | 8.76% | 3.99% | 7,728 | 43 | 6 | 0.27% | -0.05% |
| 特定個人情報保護委員会 | 131 | 10 | 5 | 7.63% | 3,82% | 32 | 1 | 1 | 3.13% | 3.13% | 32 | 9 | 4 | 4.51% | 0.69% |
| 労ジノ管理委員会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融庁 | 1,608 | 144 | 63 | 8.96% | 3,92% | 1,556 | 118 | 62 | 7.58% | 3.98% | 1,556 | 26 | 1 | 1.37% | -0.07% |
| 消費者庁 | 363 | 30 | 12 | 8.26% | 3.31% | 301 | 19 | 11 | 6.31% | 3.65% | 301 | 11 | 1 | 1.95% | -0.35% |
| 復興庁 | 212 | 0 | 0 | 0.00% | 0.00% | 183 | 0 | 0 | 0.00% | 0.00% | 183 | 0 | 0 | 0.00% | 0.00% |
| 総務省 | 4,773 | 503 | 187 | 10.54% | 3.92% | 5,002 | 602 | 301 | 12.04% | 6.02% | 5,002 | ▲ 99 | ▲ 114 | -1.50% | -2.10% |
| 公害等調整委員会 | 35 | 3 | 1 | 8.57% | 2.86% | 34 | 3 | 1 | 8.82% | 2.94% | 34 | 0 | 0 | -0.25% | -0.08% |
| 法務省 | 54,151 | 5,372 | 2,136 | 9.92% | 3.94% | 52,420 | 4,843 | 2,092 | 9.24% | 3.99% | 52,420 | 529 | 44 | 0.68% | -0.05% |
| 外務省 | 6,281 | 645 | 243 | 10.27% | 3.87% | 5,780 | 532 | 231 | 9.20% | 4.00% | 5,780 | 113 | 12 | 1.06% | -0.13% |
| 財務省 | 72,157 | 7,162 | 2,865 | 9.93% | 3.97% | 71,049 | 6,575 | 2,838 | 9.25% | 3.98% | 71,049 | 587 | 27 | 0.67% | -0.02% |
| 文部科学省 | 2,133 | 219 | 83 | 10.21% | 3.89% | 2,093 | 198 | 83 | 9.46% | 3.97% | 2,093 | 21 | 0 | 0.81% | -0.07% |
| 厚生労働省 | 31,820 | 3,394 | 1,257 | 10.67% | 3.95% | 31,660 | 3,221 | 1,270 | 10.17% | 4.01% | 31,660 | 173 | ▲ 13 | 0.49% | -0.06% |
| 農林水産省 | 20,747 | 2,820 | 815 | 13.59% | 3.93% | 22,379 | 3,175 | 884 | 14.19% | 3.95% | 22,379 | ▲ 355 | ▲ 69 | -0.60% | -0.02% |
| 経済産業省 | 7,990 | 837 | 295 | 10.48% | 3.69% | 8,049 | 773 | 301 | 9.60% | 3.74% | 8,049 | 64 | 6 | 0.87% | -0.05% |
| 国土交通省 | 58,496 | 6,176 | 2,294 | 10.56% | 3.92% | 59,054 | 6,200 | 2,349 | 10.50% | 3.98% | 59,054 | ▲ 24 | ▲ 55 | 0.06% | -0.06% |
| 環境省 | 3,173 | 249 | 91 | 7.85% | 2.87% | 2,788 | 195 | 89 | 6.99% | 3.19% | 2,788 | 54 | 2 | 0.85% | -0.32% |
| 防衛省 | 20,903 | 2,159 | 826 | 10.33% | 3.95% | 21,278 | 2,156 | 849 | 10.13% | 3.98% | 21,278 | 3 | ▲ 23 | 0.20% | -0.04% |
| 合計 | 298,428 | 30,927 | 11,688 | 10.36% | 3.92% | 296,544 | 29,672 | 11,836 | 10.01% | 3.95% | 296,544 | 1,255 | ▲ 148 | 0.36% | -0.07% |

※内閣人事局公表資料から作成

農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立つた採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の待遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。

二 農林水産物等の輸出に関する事務については、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三 東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげるここと。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四 統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を目指み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。
右決議する。